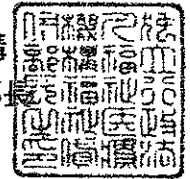


福業第 1205001 号
平成 23 年 12 月 5 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 様
中核市

独立行政法人福祉医療機構
福祉貸付部長



福祉貸付事業における東日本大震災にかかる被災地の復興・復旧支援（平成 23 年度第三次補正予算）における取扱い（被災地の復興のための資金及び融資条件の更なる緩和）について

福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、東日本大震災により被災された地域の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成 23 年 11 月 21 日に東日本大震災の復興費を盛り込んだ平成 23 年度第三次補正予算が成立したことに伴い、福祉貸付事業においては、別紙に記載の被災地の復興に係る新たな優遇措置等（復興のための資金及び融資条件の更なる緩和）を実施することとしておりますのでお知らせいたします。

この度の取扱いについて、貴管内市区町村、関係機関及び法人等事業者の方々に対しまして、ご周知の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

【照会先】独立行政法人福祉医療機構

[災害融資制度の概要]

○ 本部福祉貸付部福祉業務課 TEL : 03-3438-9282

[個別の融資相談]

○ 本部（取扱地域：石川県、岐阜県、三重県以東）

⇒ 福祉貸付部福祉審査課 TEL : 03-3438-9298

○ 大阪支店（取扱地域：福井県、滋賀県、奈良県以西）

⇒ 福祉審査課 TEL : 06-6252-0216

東日本大震災にかかる復興・復旧融資の優遇措置について（第3次補正予算）

1. 東日本大震災にかかる被災地の復興のための新たな優遇措置

被災により孤立した高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で、今までどおりのサービスを継続的に受けられる地域コミュニティの復興のため、被災していない事業者等が、大規模な施設サービスの代替として新たに地域に密着した小規模な介護・障害者施設を整備する場合、貸付利率等を優遇します。

ア. 対象施設等

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業（別紙2「復興のための資金の対象となる社会福祉施設」参照）

※東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域において、市区町村等が策定する復興計画を踏まえ、県又は市区町村が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記される事業を対象とします。（意見書の記載例は、別添をご参照ください。）

イ. 融資条件等（設置・整備資金）

利率は、平成23年12月5日現在

貸付金の種類	復興のための資金			通常
融資率	100%			70~80%
償還期間 (据置期間)	15~30年以内※1 (2~3年以内)※1			
貸付利率	契約から 5年間	6、7年目	8年目以降	通常の貸付利率
償還期間 20年以内	無利子	1.2% (0.8%)	1.3~1.8% (0.9~1.4%)	1.3~1.8% (0.9~1.4%)
償還期間 20年超	無利子	1.5% (0.9%)	1.7% (1.1%)	1.7% (1.1%)
担保額での制限	100%			70%
無担保貸付	1,000万円まで			500万円まで
保証人	1名以上※3			

※1 貸付対象施設等によって異なる。

※2 利率の（ ）書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

※3 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。

2. 東日本大震災にかかる災害復旧資金の優遇措置（今回の改正について）

被災した事業者が、土地確保が困難なため、借地上に仮設建物を建築し、または、施設を賃借し社会福祉事業を行う場合（担保提供できないもの）について、無担保枠を3千万円まで拡充いたします。

ア. 対象範囲（設置・整備資金）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域において社会福祉事業施設を設置し、又は経営する事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他施設が使用不能となった場合などこれらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた事業者

イ. 融資条件等（設置・整備資金）

利率は、平成23年12月5日現在

貸付金の種類	災害復旧資金 ※4 (二重債務となる方)	災害復旧資金 (二重債務以外の方)	通常
融資率	100%	100%	50~80%
償還期間 (据置期間)	39年以内 3年以内	15~30年以内※5 (2~3年以内) ※5	15~30年以内※5 (2~3年以内) ※5
貸付利率	無利子	無利子	1.30%(0.90%)~ 1.80%(1.40%)※6
担保額での制限	100%	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで <u>(3,000万円まで</u> <u>(借地上の仮設・賃借の施設)</u>	1,000万円まで <u>(3,000万円まで</u> <u>(借地上の仮設・賃借の施設)</u>	500万円まで
保証人	1名以上※7	1名以上※7	1名以上※7

※4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの耐火構造の建築資金及び土地取得資金の貸付け(貸付金額が2,000万円以上のものに限る)であって、既存の当該施設が、全壊、半壊等の被害を受け、併せて、東日本大震災より前から施設及び事業を経営するための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有していた事業者が対象となります。

※5 貸付対象施設等によって異なります。

※6 利率の()書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

※7 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。

※8 下線は、今回、新たに設けられた優遇措置となります。

復興のための資金の対象となる社会福祉施設について

高齢者福祉施設等	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス } 29人以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・一般財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・老人デイサービスセンター（事業） ・老人短期入所施設（事業） ・訪問介護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人

障害者福祉施設等	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>居宅介護事業所</u> ・<u>重度訪問介護事業所</u> ・<u>生活介護事業所</u> ・<u>短期入所事業所</u> ・<u>重度障害者等包括支援事業所</u> ・共同生活介護事業所 ・自立訓練事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 ・共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 } ※1
<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護事業所 ・同行援護事業所 ・児童デイサービス事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人

※1 関係規定の改正後の取扱いとなるものがありますので、詳細はお問い合わせください。

※2 下線がある施設は、今回の「復興のための資金」の貸付けにおいて、貸付けの相手方の対象が拡大されています。

福祉貸付事業借入申込意見書

[事業の概要]

借入申込者名	施設種類	施設名称	借入申込額(千円)

資金計画(予定) (単位:千円)

総事業費	機構借入金	補助金・交付金	共同募金	贈与金	協調融資	その他借入金	自己資金

事業内容

事業の特殊性	<input type="checkbox"/> 療養病床からの転換事業(定員 名)(注)()内は転換事業に該当する定員数を記入
	<input type="checkbox"/> 耐震化に係る改築・改修等事業 <input type="checkbox"/> 災害復旧事業 <input type="checkbox"/> アスベスト対策事業
	<input type="checkbox"/> 障害者の就労支援事業推進のための賃金等向上事業

[都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見]

- 都道府県等の各種計画との整合性
当該事業は、各種計画との整合性も考慮されていると認められる。
- 事業者の適格性
当該借入申込者については、
 法人設立審査において、法人運営及び事業運営の見込みに関し特に問題となる事項は認められていない。
 法人監査等において、既存事業の運営に関し特に問題となる事項は認められていない。
- 当該事業に対する補助
 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円]
 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

平成 年 月 日

民生主管部(局)長 ㊟

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

[市区町村長の意見]

- 市町村地域福祉計画等との整合性
 当該事業は、当市区町村における地域福祉計画等との整合性が図られ、真に必要であると認められる。
- 事業者の適格性
当該借入申込者については、
 法人の既存事業の運営に関し特に問題となる事項は認められていない。
- 当該事業に対する補助
 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。[補助予定額 _____ 千円]
 補助する予定はないが、次のとおり必要性を認めるものである。

この欄に次のように記載してください。(補助金がある事例)

被災地の復興に資する整備

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

平成 年 月 日

民生主管部(局)長 ㊟

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿